

(平成31年4月以降申請用)

実習を担任する教諭の免許状

を取得する場合

(中学校・高等学校)

<目次>

I 共通事項

1	概要	1
2	基礎資格・必要単位数（根拠法令が法別表第5の場合）	2
3	基礎資格・基礎資格取得後に必要な在職年数・必要単位数 （根拠法令が法附則第9項の場合）	3
4	単位の修得	3
5	在職年数の考え方	4
6	留意事項	4

II 取得しようとする免許状の種類別の必要単位数等

第1	中学校の職業実習教諭免許状を取得する場合	6
第2	高等学校の実習教諭免許状を取得する場合	9

第5章 実習を担当する教諭の免許状を取得する場合（中学校・高等学校）

I 共通事項

1 概要

次表の区分により、教育職員検定により実習を担当する教諭の免許状を取得します。

区分	取得しようとする免許状	
基礎資格と所定の単位の修得（法第6条、法別表第5）	中学校の職業実習教諭免許状（専修・一種・二種）	
基礎資格を取得した後、在職年数（高等学校の実習助手）と所定の単位の修得（法第6条、附則第9項）	高等学校の実習教諭免許状（注）	専修・一種
		一種

（注）看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習、商船実習（以下「当該実習」といいます。）

教育職員検定の場合、免許状取得の必要単位の詳細は、都道府県によって異なります。この御案内は、神奈川県教育委員会における内容です。

なお、神奈川県教育委員会に免許取得の申請ができるのは、神奈川県内にお住まいの方又は神奈川県内の学校に教員として勤務する方となります。

（注）この資料では法令を略称で表示します。

略称	法令名	備考
法	教育職員免許法	
規則	教育職員免許法施行規則	文部省令
細則	教育職員免許法及び教育職員免許法施行法施行細則	神奈川県教育委員会規則

2 基礎資格・必要単位数（根拠法令が法別表第5の場合）

- ※ (1)～(2)の凡例（免許取得の申請時に「 」の書類による証明が必要です。詳細は、<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/pi7/menkyo/beppy5.html> を御覧ください。）
- ・青色マーカー：「実務に関する証明書」
 - ・太線の下線：「技術に関する証明書」
 - ・破線の下線：「卒業証明書」
 - ・細線の下線：「成績証明書」

(1) 中学校の職業実習教諭免許状（太字：基礎となる免許状）

取得しようとする免許状	基礎資格	必要単位数 (注1)
専修免許状	中学校教諭一種免許状（職業実習） を取得した後、 3年以上中学校（注2） において職業実習を担当する教員として 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15 (⇒P. 6 参照)
一種免許状	中学校教諭二種免許状（職業実習） を取得した後、 3年以上中学校（注2） において職業実習を担当する教員として 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15 (⇒P. 7 参照)
二種免許状	イ <u>大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること</u>	/
	ロ <u>大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること</u>	
	ハ 中学校助教諭臨時免許状（職業実習） を取得した後、 6年以上中学校（注2） において職業実習を担当する教員として 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	20 (⇒P. 8 参照)

(注1) 基礎となる免許状を取得した後に、単位を修得します。

(注2) 義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含みます。

(2) 高等学校の実習教諭免許状（太字：基礎となる免許状）

取得しようとする免許状	基礎資格	必要単位数 (注1)
専修免許状	高等学校の実習教諭一種免許状 を取得した後、 3年以上高等学校（注2） において当該実習を担当する教員として 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	15 (⇒P. 9 参照)
一種免許状	イ <u>大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること</u>	/
	ロ 当該実習についての 高等学校助教諭の臨時免許状 を取得した後、 3年以上高等学校（注2） において当該実習を担当する教員として 良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	

(注1) 基礎となる免許状を取得した後に、単位を修得します。

(注2) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。

3 基礎資格・基礎資格取得後に必要な在職年数・必要単位数（根拠法令が法附則第9項の場合）
 （※ 凡例は2ページの「(1)～(2)の凡例」と同じ）

高等学校の実習教諭免許状（実習助手の在職年数を要件とする方法）

取得しようとする免許状	基礎資格		基礎資格取得後に必要な在職年数		必要単位数（注1）
一種免許状	イ	大学において当該実習に係る実業に関する学科を専攻し、短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	3年	高等学校（注2）で当該実習助手として良好な成績で勤務した 在職年数	10 （⇒P.10参照）
	ロ	高等専門学校において当該実習に係る実業に関する学科を専攻し、学校教育法第121条に定める準学士の称号を有すること	3年		
	ハ	高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）において当該実習に係る実業に関する学科を修めて卒業すること又は文部科学大臣がこれと同等以上と認める資格を有すること	6年		
	ニ	9年以上当該実習に関する実地の経験を有すること	3年		

（注1）基礎資格を取得した後に、単位を修得します。

（注2）中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。

4 単位の修得

(1) 単位の修得時期

基礎となる免許状（又は基礎資格）を取得した後に修得した単位が有効です。

（基礎となる免許状（又は基礎資格）の取得以前に修得した単位は使用できません。）

（注）高等学校の実習教諭一種免許状を附則第9項（基礎資格：ニ）で取得する場合は、9年以上当該実習に関する実地の経験を有した後に、単位修得をする必要があります。

(2) 単位が修得できる大学等

法第6条、法別表第5、法附則第9項により免許状を取得する場合の必要単位は、認定課程を有する大学等のほか、認定課程を有しない大学、認定講習等で修得できます。修得単位は、「学力に関する証明書」の発行により証明されることが必要です。

取得しようとする免許状	単位が修得できる大学等	
	認定課程を有する大学等	認定課程を有する大学等以外
専修免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学院の課程 ✓ 大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程 	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 認定課程を有していない大学等 ✓ 文部科学大臣の認定する講習 ✓ 大学の公開講座又は通信教育において修得した単位 ✓ 文部科学大臣が大学に委嘱して行う試験の合格により修得した単位 ※ <u>取得しようとする免許状に対応した単位として修得したものが有効です。</u>
一種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学の課程 ✓ 短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定するものの課程（高等学校教諭一種免許状を除く。） 	
二種免許状	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 大学又は短期大学の課程 	

5 在職年数の考え方

在職年数の考え方	具体例
休職、育児休業の期間は、在職年数に含めることができません。	
臨時的任用職員の期間は、「月数と日数」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 任用期間が平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 25 日の場合の在職年数は 11 月と 25 日です。 ✓ 月の途中から任用された場合の在職年数は、在職年数の計算方法（次ページ）によります。
非常勤講師の期間は、勤務条件により期間の換算を行った「換算後の月数と日数」となります。	<ul style="list-style-type: none"> ✓ 在職年数の計算方法（次ページ）により算出されたものとします。

6 留意事項

- (1) 法附則第 9 項（基礎資格：ニ）（9 年以上の当該実習に関する実地の経験を有する者）を基礎資格として高等学校教諭一種免許状を取得する場合は、法第 5 条第 1 項第 2 号の規定（高等学校卒業要件）は適用しません。また、この規定により取得した高等学校教諭一種免許状の教科について高等学校教諭専修免許状を取得する場合も同様。（法附則第 10 項）
- (2) 既に高等学校教諭一種免許状を所持している者で、その実習の免許状を取得しても教授又は担任する学校種・教科に変更が無い場合は、その実習の免許状は授与しません。（上位の免許状を授与する場合を除きます。）
 - （例 1）高等学校教諭一種免許状（家庭）所持者
→高等学校教諭一種免許状（家庭実習）は取得できません。
 - （例 2）高等学校教諭一種免許状（農業）所持者
→高等学校教諭一種免許状（工業実習）は取得できます。
- (3) 高等学校教諭一種免許状（実習）の免許状を基礎に、他の教科の免許状を取得することができます。（法第 6 条別表第 4 による他教科申請が可能）
 - （例 3）法第 6 条別表第 4 による所定の単位の修得により、高等学校教諭一種免許状（工業実習）を基礎にして高等学校教諭一種免許状（数学）の免許状の取得が可能。

(参考) 在職年数の計算方法

ア 月数の計算

任期 (始)	任期 (終) の月に応当日 (同じ日付) があるか	在職期間が2か月となる場合	
		任期 (終)	例
月の初日	—	翌月の末日	✓ 1月1日～2月28日 (※1) ✓ 9月1日～10月31日
月の初日以外	ある	翌々月の <u>応当日</u> の前日	✓ 1月15日～3月14日 ✓ 3月31日～5月30日 ✓ 7月30日～9月29日
	ない	翌々月の <u>末日</u>	✓ 7月31日～9月30日

※1 うるう年の場合は「2月29日」

イ 在職年数への換算率 (※2 非常勤講師の担当日時数に、日/週と時間/週の両方の記載がある場合は、換算率の高い方を適用)

職			換算率	
正規教員、臨時的任用職員、常勤講師			1 / 1	
非常勤講師	担当日時数	6日/週 又は 15時間/週以上	※2	1 / 1
		5日/週 又は 12～14時間/週		5 / 6
		4日/週 又は 9～11時間/週		2 / 3
		3日/週 又は 6～8時間/週		1 / 2
		2日/週 又は 3～5時間/週		1 / 3
		1日/週 又は 2時間/週以下		1 / 6

ウ 非常勤講師の「換算後の月数と日数」の算出

- ✓ 換算率 1 / 1 の期間は、任用期間の「月数と日数」となります。
- ✓ 換算率 5 / 6 以下の期間は、「ア 月数の計算」により算出された月数 (1月未満切捨) に「イ 在職年数への換算率」を掛けた「換算後の月数」 (1月未満切捨) となります。

(例1) A校 : H23. 4. 1～H23. 11. 20 (5日/週) の場合 (任用期間は7月と20日)
 $\Rightarrow 7月 \times 5 / 6 = 5.83 \Rightarrow \boxed{5月}$

(例2) B校 : H23. 4. 5～H24. 3. 20 (週6時間)、C校 : H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週9時間) の場合、重複期間の時間数を合算して (期間1) と (期間2) にします。

(期間1) H23. 4. 5～H24. 9. 30 (週6時間) (任用期間は5月と26日)
 $\Rightarrow 5月 \times 1 / 2 = 2.5 \Rightarrow \boxed{2月}$

(期間2) H23. 10. 1～H24. 3. 20 (週15時間) (任用期間は5月と20日)
 \Rightarrow 換算率 1 / 1 なので、 $\boxed{5月と20日}$

第1 中学校の職業実習教諭免許状を取得する場合

1 法別表第5（規則第4条第1項の表）と、職業実習教諭免許状を取得する場合（<表5-1>～<表5-4>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第5（規則第4条第1項の表） （抜粋）				記号	<表5-1>～ <表5-3>の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の同じ行（⇒）が対応
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	（略）	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	（略）	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
					選択科目	②～④から選択

* 「第3欄」及び「第4欄」＝この表における「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 職業実習教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校教諭一種免許状（職業実習））

【根拠規定：法別表第5、規則第16条】

<表5-1>

在職年数（㊦）	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

<備考>

㊦ 基礎資格として在職年数が必要です。（⇒P. 2）

3 職業実習教諭一種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校教諭二種免許状（職業実習））

【根拠規定：法別表第5、規則第16条、細則別表第1の3（1）】

<表5-2>

修得単位数		在職年数(ア)		
		3年	4年以上	
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(イ)	産業概説	10	5
		職業指導		
		「農業、工業、商業、水産」 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」		
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	1	1
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	2	2
	選択科目	2	2	
総単位数		15	10	

<備考>

(ア) 基礎資格として在職年数が必要です。(⇒P. 2)

(イ) 各科目について1単位以上（「 」内に表示された科目は、これらのうち1以上の科目）を修得します。

(ウ) 取得しようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」の1単位を含んで修得します。

4 職業実習教諭二種免許状を取得する場合（基礎となる免許状：中学校助教諭臨時免許状（職業実習））

【根拠規定：法別表第5、規則第16条、細則別表第1の3（2）】

<表5-3>

在職年数(ア)			右欄に該当しない者			法別表第5備考第4号の適用を受ける場合(イ)	
			6年	7年	8年以上	6年以上	
修得単位数							
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(ウ)	産業概説	10	8	5	含	
		職業指導				農業、工業、商業、水産のうち2科目	
		「農業、工業、商業、水産」					
		「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」					
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	4	2	1	1	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(エ)	4	3	2	2		
	選択科目	2	2	2	2		
総単位数			20	15	10	10	

<備考>

- (ア) 基礎資格として在職年数が必要です。(⇒P. 2)
- (イ) 職業実習に関する学科の課程を修めて高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含む。)又は中等教育学校を卒業した者であるとき。(法別表第5備考第4号)
- (ウ) それぞれ1単位以上(特に記載のない場合、「」内に表示された科目は、これらのうち1以上の科目)を修得します。
- (エ) 取得しようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」の1単位を含んで修得します。

第2 高等学校の実習教諭免許状を取得する場合

1 法別表第5又は附則第9項（規則第5条第1項の表）と、実習教諭免許状を取得する場合（<表5-4>～<表5-5>）の科目名の対応について（記号が同じものが対応）

法別表第5（規則第5条第1項の表） （抜粋）				記号	<表5-4>～ <表5-5>の科目名	対応
欄	科目名	事項名				
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項		① ⇒	教科に関する専門的事項に関する科目	左図の 同じ行 (⇒) が 対応
		各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）		② ⇒	〈各教科の指導法に関する科目〉 又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	(略)	* ③ ⇒	第3欄に掲げる科目		
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	(略)	* ④ ⇒	第4欄に掲げる科目		
					選択科目	②～④ から選択

* 「第3欄」及び「第4欄」＝この表における「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」

2 高等学校の実習教諭専修免許状を取得する場合（基礎となる免許状：高等学校の実習教諭一種免許状）

【根拠規定：法別表第5、規則第16条】

<表5-4>

在職年数（7）	科目	総単位数
3	大学が独自に設定する科目（大学院等）	15

<備考>

(7) 基礎資格として在職年数が必要です。(⇒P. 2)

3 高等学校の実習教諭一種免許状を取得する場合（根拠規定が法別表第5の場合の基礎となる免許状：高等学校の実習助教諭臨時免許状）

【根拠規定：法別表第5又は附則第9項、規則第16条、細則別表第1の3(3)】

<表5-5>

修得単位数		在職年数	根拠規定が法別表第5の場合（基礎資格としての在職年数）：3年（⇒P. 2）	根拠規定が法附則第9項の場合（基礎資格取得後に必要な在職年数） イ・ロ・ニ：3年 ハ：6年 （⇒P. 3）
		修得単位数		
最低修得単位数	教科に関する専門的事項に関する科目(ア)(イ)		5	
	〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈教諭の教育の基礎的理解に関する科目等〉	第3欄に掲げる科目	2	
		〈各教科の指導法に関する科目〉又は〈第4欄に掲げる科目〉(ウ)	1	
		選択科目	2	
総単位数			10	

<備考>

(ア) 免許教科の種類に応じ、それぞれ定める「教科に関する専門的事項に関する科目」（<表5-6>参照）についてそれぞれ1単位以上（「教科に関する専門的事項に関する科目」の数が、<表5-5>の最低修得単位数を超える場合は、最低修得単位数に相当する数の「教科に関する専門的事項に関する科目」についてそれぞれ1単位以上）を修得します。

（例）「教科に関する専門的事項に関する科目」の科目数が6の場合（例 福祉実習）は、「教科に関する専門的事項に関する科目」の5科目についてそれぞれ1単位以上を修得。

(イ) 免許教科が看護実習の場合、「教科に関する専門的事項に関する科目」の『看護実習』の単位は、生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学又は看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。）の科目の単位をもって替えることができます。

(ウ) 取得しようとする免許教科の「教科の指導法に関する科目」の1単位を含んで修得します。

<表 5-6>

免許教科	教科に関する専門的事項に関する科目
看護実習	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 / 看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。） /看護実習
家庭実習	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。） / 被服学（被服実習を含む。） / 食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。） /住居学/保育学
情報実習	情報社会（職業に関する内容を含む。）・情報倫理/コンピュータ・情報処理/ 情報システム/情報通信ネットワーク/マルチメディア表現・マルチメディア技術
農業実習	農業の関係科目/職業指導
工業実習	工業の関係科目/職業指導
商業実習	商業の関係科目/職業指導
水産実習	水産の関係科目/職業指導
福祉実習	社会福祉学（職業指導を含む。） /高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉/ 社会福祉援助技術/介護理論・介護技術/社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及 び社会福祉施設等における介護実習を含む。） / 人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解/ 加齢に関する理解・障害に関する理解
商船実習	商船の関係科目/職業指導

(注) 「 」内に表示された科目は、これらのうち1以上の科目を修得。

科目名の後ろに（〇〇を含む。）とある場合は、〇〇を含んで修得。

(例) 家庭実習の『被服学（被服実習を含む。）』の科目を修得する場合は、被服実習を含んで単位修得をする必要があります。